

北九州市食育推進ネットワーク 規約

1 目的

市内の食育の関係者・関係団体等の相互の情報交換・交流を行うなかで、それぞれの団体等の自主的な活動や関係団体相互の連携・協力による食育活動を推進し、本市における食育の一層の推進を図るもの。

2 会員

本ネットワークの会員は、本ネットワークの趣旨に賛同する次のものとする。

- (1) 北九州市内で、食育活動にとりくむ団体・事業所・個人

3 活動内容

本ネットワークの活動は以下のとおりとする。

- (1) 会員相互の食育に関する情報交換・交流に関すること
- (2) 会員の自主的な食育活動の推進に関すること
- (3) 会員相互の連携・協力による食育活動の推進に関すること

4 登録、脱退および取消

登録および脱退は会員からの申込書の提出によるものとする。ただし、活動内容が公序良俗に反する場合や本ネットワークの適切な運営に支障が生じる恐れがある場合、事務局は会員の登録を拒否または削除することができる。

暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは登録資格を取り消すものとする。この場合において、取り消しにより登録希望者に損害があつても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

なお、登録希望者に関して、関係する行政機関に照会を行うものとする。

5 経費

本ネットワークの登録について入会金、会費等の費用は徴収しない。ただし、本ネットワークの活動のための個別の活動経費については会員が自ら負担するものとする。

6 庶務

本ネットワークの庶務は、北九州市保健福祉局健康推進課、子ども家庭局保育課、産業経済局農林課及び教育委員会企画調整課で処理する。

7 守秘義務・個人情報の保護

この事業に関与及び従事したものは、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、個人情報保護の重要性を認識し、業務の遂行に当たっては、個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

8 雜則

この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関して必要な事項は、会員お

より事務局で協議の上定めるものとする。

付則 この規約は平成 21 年 11 月 25 日から施行する。

付則 この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この規約は平成 28 年 5 月 23 日から施行する。